締約国に関する情報	コスタリカ 附属 B 1 C R	
CR	<ul><li>C I</li><li>一般情報</li></ul>	
国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (Costa Rica) (知的所有権登録局(コスタリカ))	
所在地及び郵便のあて名	Apartado Postal 523-2010 Zapote, San José, Costa Rica	
電話番号 ファクシミリ装置 電子メール インターネット	(506) 2234 1537, 2202 0885 (506) 2234 1537 vcohen@rnp. go. cr jlizano@rnp. go. cr hmarin@rnp. go. cr	
	www.rnpdigital.com/propiedad_industrial/index.htm	
PCT規則92.4の規定により書類を受理 する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した 場合に亡失又は遅延があったとき書類を 発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理しない	
コスタリカの国民及び居住者のための管 轄受理官庁	出願人の選択により、知的所有権登録局(コスタリカ) 又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
コスタリカが指定(又は選択)されてい る場合の管轄指定(又は選択)官庁	知的所有権登録局 (コスタリカ)	
コスタリカを選択できるか?	できる(PCT第Ⅱ章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許,実用新案	
国際型調査に関するコスタリカの規定	なし	

[次頁に続く]

CR =	スタリカ (続き)	CR
国際公開に基づく仮保護	害賠償を請求する権利がスペイン語によるものでペイン語への翻訳文を知ない。仮保護は国際出願	国際出願の国際公開後の期間について損ぎある。このために、そして国際公開がない場合には、出願人は国際出願のスロ的所有権登録局へ提出しなければなら頃のスペイン語による公開の日から適用実用新案に関する1983年6月13日の法律
コスタリカが指定	(又は選択) されている場	合の有益な情報
コスタリカが指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	(1)(a)に基づく期間内に	ばならない。PCT第22条又は第39条 要件が満たされない場合,管轄官庁は 同に当該要件を満たすよう出願人に求め

なし

微生物及びその他の生物材料の寄託に関

する特別の規定が設けられているか?